

サービス提供体制強化加算算定フローチャート

訪問看護

Q1

3年以上の勤続年数のある者が30%以上配置されていますか？

※職員の割合の算出に当たっては、届出日の属する月の前三月について、常勤換算方法により算出した平均を用いること。

勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。

勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。

YES

NO → 非該当

Q2

看護師等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していますか？

※「研修計画」については、当事業所におけるサービス従業者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、看護師等について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施期間等を定めた計画を策定しなければならない。

YES

NO → 非該当

Q3

利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は看護師等の技術指導を目的とした会議を定期的開催していますか？

※「会議」については、看護師等のすべてが参加するものでなければならないが、一堂に会することなくグループ別に別れて開催しても差し支えない。会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。概ね一月に一回以上開催されていることが必要。

「留意事項」とは、少なくとも次に掲げる事項について、その変化の動向を含めて記載しなければならない。

- ・利用者のADLや意欲
- ・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望
- ・その他サービス提供に当たって必要な事項
- ・前回のサービス提供時の状況
- ・家族を含む環境

YES

NO → 非該当

Q4

看護師等に対し、健康診断等を定期的実施していますか？

※労働安全衛生法により定期に実施することが義務づけられた「常時使用する労働者」に該当しない看護師等も含めて、少なくとも一年以内ごとに一回、事業主の負担により実施しなければならない。

YES

NO → 非該当

算定できます (6単位/回)